



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第47回 「仮想通貨法制の現状と展望」

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 櫻井 拓之

2017年4月の改正資金決済法の施行により「仮想通貨交換業」に係る規制が導入された後、国内外における仮想通貨ビジネスや、仮想通貨を利用した資金調達(ICO)における環境は大きく変化しました。加えて、2018年に入り国内の大手仮想通貨取引所において相次いで巨額の不正流出事件が発生する中で、金融庁における「仮想通貨交換業等に関する研究会」での法改正協議や、認定自主規制団体における自主規制規則の公表等、業界の動向は刻一刻と変化しています。今回は、仮想通貨法制の基本を押さえつつ、仮想通貨業界及び法的論点に関する最新動向を解説いたします。

日 時：2018年12月11日(火) 17:00～18:30
会 場：大江橋法律事務所 千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php#tokyo>
定 員：40名
参 加 費：無料
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺
お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/181211s.html>
お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者の方にのみ配布いたします。

プログラム
17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)
*開催場所の都合により懇親会はございません。



※本勉強会は、企業の法務部門・IR部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。
また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 櫻井 拓之(さくらいたくゆき)

2006年京都大学卒業、2008年京都大学法科大学院卒業、2009年弁護士登録。2017年New York University卒業、2018年米国NY州弁護士登録。2014年から2015年にかけて金融庁に出向し、金融商品取引法(プロ向けファンド法制)改正の立案を担当。2017年から2018年にかけて、香港の大手オフショア事務所Harney Westwood & Riegelsでケイマン籍ファンド等のオフショア業務に従事。主にファンド・アセットマネジメント、金融レギュレーション、ベンチャーファイナンス等のファイナンス業務を専門とする。FinTech・仮想通貨分野に関連する法的サービスについても幅広く提供している。

主なセミナー・講演として、「日本ベンチャーキャピタル協会主催 ファンドマネジメント勉強会(パネリスト)」(2018年10月)、「主にVCファンド向けに見直された投資事業有限責任組合契約例の解説」(2018年6月)、「オフショアを活用した戦略的海外展開とプライベートエクイティファンド投資」(2018年3月)、「適格機関投資家等特例業務規制の改正と実務対応-立案担当者が改正のポイントを解説-」(2016年3月)等。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482 (月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



新日本法規出版株式会社



THOMSON REUTERS

WLI312_201811_FD